

# 封印委託制度の一部改正について

※この資料は、**改正内容全般を掲載**しています。**乙種に関係ない内容もあります**がご了承下さい。

※以下のものは、**愛知運輸支局の内容**です。他支局（静岡、岐阜、三重、福井）については、**条文番号が異なる可能性がありますので、各支局のものをご確認**お願いします。

○封印取付け受託者準則

中部運輸局  
愛知運輸支局登録担当  
令和6年8月

20240805

# 1. 丁種受託者の委託範囲拡大① – 封印取付けのみの依頼受付可

- 行政書士は登録依頼者を問わず、**全ての自動車**(※)について、**丁種の名において封印を行うことができます。**  
※現車提示をした新規検査・登録（いわゆる支局持ち込みコース新規）の車両を除く。

## ○封印取付委託要領第2条（5）丁種受託者の定義

### 【改正前】

行政書士会であって、行政書士が運輸支局等に提出する**書類を作成**した自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

### 【改正後】

行政書士会であって、行政書士が自動車ユーザーや**自動車販売店等から登録手続きや施封依頼**を受けた自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

↳ 従来の登録申請に加え、封印の取付けのみの依頼を受けることが可能になり、**行政書士の取り扱う全ての車両の封印を丁種で行うことができる**ようになりました。

### 改正の要点

これまで	・登録申請の <b>作成依頼を受けた車両のみ</b> 取扱い可能。
改正後	・登録申請の <b>作成依頼を受けた車両</b> は可能。 ・登録後の未封印車両の <b>封印取付けのみの</b> 依頼を受けることが可能。

# 1. 丁種受託者の委託範囲拡大② – 乙種、丙種、丙種構成員の販売する自動車も可 中部運輸局愛知運輸支局

- **乙種、丙種又は丙種の構成員の販売する車両**(※)についても、**丁種の名において封印を行うことができます。**  
※現車提示をした新規検査・登録（いわゆる支局持ち込みコース新規）の車両を除く。

## ○封印取付委託要領第2条（5）ア 新規登録

### 【改正前】

当該自動車（第12条第2項及び第3項の規定により封印取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

### 【改正後】

当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

➡ **乙種、丙種又は丙種の構成員の販売する自動車の制限が無くなり、** 乙種・丙種・丁種の共存が可能になりました。

### 改正の要点

以下の場合で、手続き全般を依頼できるよう、丁種への委託が可能となりました。  
①車両の販売事業者においても、感染症等による社員の一時的な不足から、自身が施封をすることができない場合  
②業務形態や繁忙期等の季節的なこと等から、販売に専念したい場合

これまで	・乙種、丙種又は丙種の構成員の販売する自動車は申請書類の作成依頼があった場合においても丁種封印の取付け <b>不可</b> 。
改正後	・ <b>乙種、丙種又は丙種の構成員の販売する自動車も可能</b> 。 ・登録後の未封印車両の <b>封印取付けのみ</b> の依頼を受けることが可能。（p2より）

# 1. 丁種受託者の委託範囲拡大③ – 再封印の全国化へ（甲種再委託による再封印の終了） 中部運輸局愛知運輸支局

- 行政書士は全ての自動車について、丁種の名において再封印（法第11条第4項、第6項）（※）を行うことができます。  
なお、甲種の名において行う再封印は令和6年9月30日をもって終了します。  
※法第11条第4項…封印の滅失、毀損による再封印、第6項…整備取り外しの再封印

## ○封印取付委託要領第2条（5）ウ 再封印

- ・甲種受託者の再封印は全ての自動車対象で、行政書士への再委託も委託範囲は同じでした。
- ・今回の改正は、行政書士と甲種・丁種の両方に再委託があることから、甲種の再委託を削除します。  
また、**丁種受託者の再封印**は「管轄区域に限る」から「**全国化**」へ**拡大**します。
- ・甲種受託者の行政書士への再委託は令和6年9月30日をもって終了します。  
※今までは、「愛知」の封印は愛知運輸支局、「他県」の封印は甲種（会議所）で受領していたものが、  
令和6年10月1日以降は、「全て」の封印は愛知運輸支局での受領になります。

### 改正の要点

これまで	・管轄区域内に限る
改正後	・ <b>全国化</b>

## 2. 甲乙丙種受託者の行政書士への再委託終了

□ 自動車登録業務に十分精通した行政書士は「丁種」（各都道府県行政書士会）の封印委託者として確立しており、自ら直接封印委託を受けることを可能としているため、甲乙丙種の再委託を終了します。

- ・ 行政書士の取り扱う封印が丁種と甲乙丙種の再委託のそれぞれにあったことから、わかりづらい部分がありました。
- ・ 行政書士は丁種受託者の再委託として独立していることから、甲乙丙種からの再委託を削除します。
- ・ 削除された再委託の部分は、丁種の委託範囲の拡大により網羅されています。（詳細はp1. へ）

○ 甲種受託者（愛知県自動車会議所）の行政書士への再委託  
⇒ 令和6年9月30日をもって終了（委託要領第12条第1項、附則第1条）

○ 乙種（完成検査終了証のある自動車の販売業者）の行政書士への再委託  
⇒ 終了（委託要領第12条第2項）

○ 丙種（各都道府県の日本中古車販売協会）の構成員たる中古自動車販売行者の行政書士への再々委託  
⇒ 終了（委託要領第12条第3項）

### 3. 封印取付け委託業務の一定期間停止

- 封印取付け委託業務に関して、道路運送車両法施行規則第15条の4で定める「委託の解除」の他に、封印取付け受託者準則により「委託の停止」を明記します。(受託者準則第19条)
- 当該業務にかかる不正等が発覚した場合、封印の委託を一定期間停止することがあります。** この場合、受領した封印を一定期間は運輸支局に返納して下さい。
- 封印取付け業務取扱細則により、「指示及び改善」「委託の解除」を定めておりましたが、今回の改正にあわせて、封印取付け受託者準則にも明記することとします。

#### ○道路運送車両法施行規則

##### 第15条の4（委託の解除）

- 1 運輸監理部長又は運輸支局長は、封印取付け受託者が次の各号の一に該当することとなったときは、封印取付けの委託を解除することができる。
  - 一 第13条各号(\*)の要件を備えなくなったとき
  - 二 法又はこの省令の規定に違反したとき

※第13条各号… 懲役等から2年未経過、委託解除から2年未経過等

#### ○封印取付け受託者準則

##### 第18条（指示及び改善） ※「細則」のほか「準則」に明記

- 1 支局長は、受託者が次の各号の一に該当すると認めるときは封印委託業務の改善方について指示又は警告し、その結果を報告させることができる。
  - (1) 取扱規定又は責任者が適切でないとき
  - (2) 封印の取付け、保管及び出納が適切でないとき
  - (3) その他関係法令、通達、準則に違反したとき

##### 第19条（委託の停止） ※新設

- 1 **支局長は、受託者が道路運送車両法、同法施行令、同法施行規則及び封印取付け委託要領等に違反したときは、期間を定めて封印の取付けに関する業務の停止を命ずることができる。**
- 2 **前項の規定は、封印の取付けに関する業務停止通知書を交付することによって行うものとする。**

##### 第20条（委託の解除） ※「細則」のほか「準則」に明記

- 1 支局長は、施行規則第15条の4に該当するとき又は第18条の規定による指示若しくは警告を受けたにもかかわらず委託要領の改善を行わないときは、委託の解除をすることができる。